

産業廃棄物処理施設維持管理記録

2025 年 2 月

(対象期間 2025年2月1日 ～ 2025年2月28日)

バイオマス焼却設備(利根川事業所)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	2,271.0
廃プラスチック類	529.2
紙くず	3.6
木くず	2.5
廃油	0.4
合計	2,806.7

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2023年8月28日	8月16日～8月28日 焼却設備止転整備
2024年1月8日	12月27日～1月8日 焼却炉止転整備
2024年8月28日	8月16日～8月28日 焼却設備止転整備
2025年1月6日	12月27日～1月6日 焼却炉止転整備

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	2,422.3
廃プラスチック類	1,257.1
紙くず	0.7
木くず	7.6
廃油	
合計	3,687.7

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年4月28日～30日	バグフィルター、炉内の清掃
2024年5月1日～2日	ボイラダストコンベア、炉内の清掃
2024年8月15日	吸収塔の清掃
2025年1月4日	吸収塔

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

バイオマス焼却設備(尼崎工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	1,606.1
廃プラスチック類	289.9
紙くず	
木くず	2.0
廃油	
合計	1,898.0

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年5月3日	
2024年8月10日	
2024年12月31日	
2025年1月4日	

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2024年11月8日、2025年1月9日
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2024年12月20日、2025年1月20日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	0.01 (m ² /h)	39.5	大防法
ばいじん	<0.003 (g/m ³) ^{※1}	0.04	大防法
塩化水素	2 (mg/m ³) ^{※1}	700	大防法
窒素酸化物	140 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	250	大防法
ダイオキシン類	0.0016 (ng-TEQ/m ³) ^{※1}	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2024年9月11日、2025年1月9日
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2024年10月17日、2025年1月28日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	0.03 (m ² /h)	4.6	大防法
ばいじん	0.001 (g/m ³) ^{※1}	0.04	大防法
塩化水素	1 (mg/m ³) ^{※1}	200	条例
窒素酸化物	96 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	180	条例
ダイオキシン類	0.0079 (ng-TEQ/m ³) ^{※1}	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2024年6月13日、2024年12月11日
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2024年9月26日、2024年12月24日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	0.05 (m ³ /h)	1.76	大防法
ばいじん	<0.001 (g/m ³) ^{※1}	0.08	大防法
塩化水素	5 (mg/m ³) ^{※1}	700	大防法
窒素酸化物	70 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	250	大防法
ダイオキシン類	0.013 (ng-TEQ/m ³) ^{※1}	1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量